

米国の農業政策の特徴と最近の方向性

すず き のぶ ひろ
鈴 木 宣 弘

1. はじめに
2. 米国農業政策の枠組みと特質
 - (1) 手厚いプログラム
 - (2) 国際価格とのリンク
 - (3) 選択の自由
 - (4) 攻撃的保護
 - (5) 約5年スパンの農業法
 - (6) プログラムの基本的枠組み
3. 1990年農業法下の政策展開
 - (1) 1990年農業法の位置づけ
 - (2) 価格支持融資と不足払い
 - (3) 支持価格の引下げ基調の定着
 - (4) 生産調整計画
 - (5) デカップリング政策
 - (6) トリプルベース計画
——不足払い対象面積の削減——
 - (7) 生産調整政策の歴史
——選択制への道——
 - (8) ボランタリースキームの効果
——酪農の例——
 - (9) 輸出促進計画
——攻撃的保護の強化——
 - (10) 輸入制限措置
 - (11) 環境対策の拡充
 - (12) 地域振興対策の強化
4. ガット合意と1995年農業法

1. はじめに

本稿は、米国の農業政策の特徴と最近の方向性を整理したものである。特に、近年の目標価格・ローンレート等の引き下げ基調、不足払い対象面積の削減等の市場志向型農政の展開と、その一方で環境政策・地域政策等の拡充という方向性について、その背景・推移を整理する。また、ガット合意の要請と厳しい財政制約の下で、市場志向型農政の展開と環境政策等の拡充という方向性が、1995年農業法にどのように反映されるかについても若干の考察を行う。

最近、OECD等の国際的協議の場で、貿易や農業保護と環境政策との関連が議論されているが、それとの関連で1つの興味深い点は、米国では、市場志向型農政＝保護削減が、効率性を至上目的とする大規模農業のみを生き残らせ、単作化・機械化・化学化等を助長し、環境に被害を与えてきたことへの反省として、環境政策の拡充、持続型農業の推進等が求められてきたという流れがあり、保護削

減は環境にマイナスであるという見方が採られていることである。また、環境政策には、保護削減に伴う農家の所得減に対するデカップリング的な代替的所得補償政策としての役割や減反政策としての役割も付与されている。

以下、「米国農業政策の枠組みと特質」、「1990年農業法下の政策展開」、「ガット合意と1995年農業法」の順で米国農政の展開を概観する⁽¹⁾。

注(1) 米国の農業政策の動向については、小沢〔8〕、服部〔3〕、農林水産省国際企画課〔7〕、手塚〔13〕等のすぐれた著作があり、本稿は、それらの著作を参照してまとめたものである。

2. 米国農業政策の枠組みと特質

(1) 手厚いプログラム

米国は自由と競争を重んじる国であるから、農業に対する政府介入も少ないだろうと思う人がいるかもしれないが、それは誤りで

ある。米国政府は農業支援のための手厚いプログラムを提供している。その予算規模は1994年度で649億ドルで、そのうち中心をなす価格・所得支持費は121億ドルである（第1表）。農業産出額の規模も違うので単純な比較はできないが、我が国の同年度の農業予算は289億ドル（1ドル=100円換算）、価格・所得支持費は30億ドルである。

(2) 国際価格とのリンク

農業支持プログラムの仕組み方には米国らしい特色がある。米国は、元来穀物等の輸出国であり、主要穀物等の輸入制限措置がなく、市場価格は国際価格とリンクしている。市場価格は、後に詳しく触れるローンレート（融資単価）により誘導されるので、本来の「自由市場価格」とはいえないが、輸入制限がなく、輸出産業である以上、市場価格は国際価格水準を大きく離れることができない。この結果、米国では価格支持とは別に不足払いの形で農家の所得補償を行うことになる。このように、主要穀物等における国際価格とリンクした価格支持とそれを補填する不足払いの組合せが、米国の農業政策の中心をなすものである。これは、国際市場から国内市場を隔絶することにより高い価格支持を行ってい

る我が国のコメ等とは大きく異なるシステムである。

(3) 選択の自由

プログラムの仕組み方におけるもう1つの「米国らしさ」は「選択の自由」である。米国では、政府はいろいろなプログラムは提供するが、それに参加するかどうかを決めるのは農家の自由な選択に委ねるとというのが基本的思想である。特に、生産調整政策においては、この考え方が貫かれているように思われる。米国においても強制参加の生産調整は発動できるが、その場合も生産者の全員投票による三分の二以上の賛成を条件としている。

(4) 攻撃的保護

生産調整プログラムの選択の自由が大きければ、生産量はそれだけ不確定となるため、過剰生産物の処理体制が問題になる。米国では、政府機関である商品金融公社（Commodity Credit Corporation : CCC）が、穀物を担保とした短期融資や乳製品の買入れを行うが、これらは量的には無制限である。この場合、大量の穀物や乳製品がCCCに集中したらどうするのか。例えば、1982年にCCCは史上最高の762万トン（生乳換算）の乳製

第1表 日米の農業関係予算の比較

年 度		1980	1985	1990	1991	1992	1993	1994
米 国	①農務省予算（億ドル）	348	555	460	541	564	631	649
	（1980=100）	(100)	(159)	(132)	(155)	(162)	(181)	(186)
	②うち価格・所得支持費（億ドル）	28	177	65	101	97	160	121
	（1980=100） （②/①）	(100) (8%)	(632) (32%)	(232) (14%)	(361) (19%)	(346) (17%)	(571) (25%)	(432) (19%)
日 本	①農水省予算（億円）	31,084	27,147	25,188	25,716	27,798	37,361	28,935
	（1980=100）	(100)	(87)	(81)	(83)	(89)	(120)	(93)
	②うち価格・所得支持費（億円）	7,732	5,824	3,115	3,242	3,145	3,157	3,025
	（1980=100） （②/①）	(100) (25%)	(75) (21%)	(40) (12%)	(42) (13%)	(41) (11%)	(41) (8%)	(39) (10%)

資料：米国は、USDA, Budget Summary 各年版、日本は農林水産省資料。

品を買い入れたが、これは、その年の日本の総牛乳生産量より多かった。こうした場合、米国農務省（USDA）は無制限の受入れの最終的はけ口を海外市場での処分に置いている。補助金付輸出を余剰生産物のはけ口とする「攻撃的保護」（住開津（1））も、米国の農業政策の特徴の1つであろう。

（5）約5年スパンの農業法

米国の農業政策は、約5年ごとに制定される農業法によって、向こう5年間の基本政策が決まる。特に、政策価格について一定のルールによる変更の方向と方式が示されるので、農家にとって、中期的な見通しをもって経営計画が立てられるというメリットがあると考えられる。現在は、1990年農業法に基づく政策が展開されている。農業法による政策の微修正は、必要に応じて行われる。例えば、1990年農業法については、その成立後、1990年財政調整法により一部が改正された。

（6）プログラムの基本的枠組み

米国の農業政策を構成する柱は、価格・所得支持制度、生産調整計画、輸出促進計画、輸入制限措置、環境対策、地域振興対策である。価格・所得支持制度、生産調整計画、輸出促進計画、輸入制限措置は強い補完関係をもって農業政策を支える柱である。環境対策、地域振興対策は、近年クローズアップされてきた比較的新しい政策である。

価格・所得支持制度は、米国農業政策の中心であり、その中には、小麦、飼料穀物、コメ等に対して商品金融公社（CCC）を通じて行われる不足払い制度による所得支持、ローンレート（融資単価）による価格保証、乳製品の買上げによる加工原料乳価の買支えが含まれる。また、連邦ミルク・マーケティング・オーダーによる飲用乳の最低価格保証もこれに含まれる。

価格・所得支持は、農産物の過剰を生むか

ら、当然の帰結として、生産調整計画が必要になる。生産調整計画には、作付削減計画（Acreage Reduction Program : ARP）、有償土地転用計画（Paid Land Diversion : PLD）等が含まれる。先述のように、これらは任意参加の選択的計画である。ただし、生産調整計画に参加しない生産者には、不足払い制度及びローンレートによる価格支持融資は適用されない。生産調整計画と価格・所得支持制度とをセットにすることにより価格・所得支持制度に伴う過剰供給の抑制を狙っている点が注目される。

強制的生産調整により厳しく供給をコントロールしないかぎりには、余剰生産物の処分が重要な政策となる。価格・所得支持と選択的な生産調整計画を補完するものとして輸出促進計画がある。後にも触れるように、1980年代に米国の農産物輸出環境が悪化し、米国農産物は世界市場でのシェアを大幅に低下させた。これを回復するべく輸出促進計画は近年強化されてきた。輸出増進計画（Export Enhancement Program : EEP）、販売促進計画（Market Promotion Program : MPP）、マーケティング・ローン等の輸出補助がそれである。

こうした価格・所得支持政策が機能するためには、安価な輸入農産物の流入を阻止する必要がある。このため、米国においても、輸入数量制限措置は重要な政策の1つである。米国の農産物輸入数量制限は、ガット（関税と貿易に関する一般協定）における自由化義務免除（ウェーバー）となっていた乳製品・落花生・綿花等のほか、食肉輸入法に基づいて牛肉等にも適用されていた。ただし、これらは、1993年12月のガットのウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された。

環境対策、地域振興対策は、米国では、ヨーロッパ諸国等に比べて、従来手薄な分野であったが、最近米国においても、効率性だけを追求する農業の歪みへの反省から、しだ

いに重要視されるようになってきた。

以下ではこれらの各種の政策について、1990年農業法下の政策展開を説明する中で具体的にみていこう。

3. 1990年農業法下の政策展開

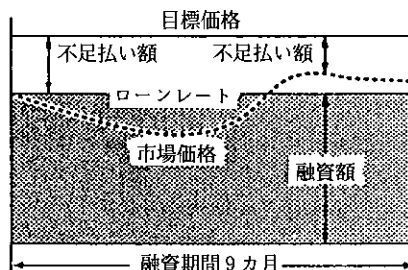
(1) 1990年農業法の位置づけ

1990年農業法は、1985年農業法で打ち出された方向を継承し、それを強化したものとして位置づけられる。その方向とは、第1に、市場志向型（マーケット・オリエンテッド）農政、第2に、補助金による輸出増進の強化、第3に、環境対策、地域振興対策の強化である（小沢〔8〕、佐藤〔10〕）。

1980年代には、財政赤字削減の要請等から農業保護の削減が意図された。一方、EC共通農業政策の輸出補助金による過剰農産物処理政策、米国の高金利政策によるドル高等の影響で農産物輸出が不振に陥り、米国は深刻な農業不況を経験する。このため、財政赤字にもかかわらず、EC（現EU）に対抗して輸出を回復するため、一方では、財政支出を増やさざるを得なかった。さらにまた、環境問題や農村の疲弊の深刻化が、効率性を至上とする農業への反省を促し始めた。

(2) 価格支持融資と不足払い

米国の穀物等に対する価格・所得支持は、ローンレート（融資単価）による価格支持融資と不足払いとの二段構えで行われている（第1図参照）。価格支持融資というのは、商品金融公社（CCC）が農家に対して作物を担保として（「質入れ」して）、政策的に定められた価格（ローンレート）で9カ月間の短期融資を行うものである。農家は期限内に市場価格がローンレートを超えた場合は、融資を返済し作物を市場価格で売却してもよいし、市場価格がローンレートを下回ったままであれば、そのままCCCに引き渡す（「質流れ」



第1図 価格支持融資と不足払い制度の仕組み

させる）こともできる。市場価格がローンレートを下回ると穀物の市場への出回りが減り、市場価格が上昇する。一方、市場価格がローンレートを上回ると市場への出回りが増え市場価格が下落する。こうして、ローンレートによる融資システムは、市場価格をローンレート水準に誘導する機能を持っている。

ローンレートの水準は、1950年代までは、農家の所得を保障する水準として定められていた。しかし、米国農業政策の輸出志向が高まる中で、農家の所得保障水準に市場価格を誘導していたのでは輸出が困難となる事態が生じ、農家の所得保障と穀物の市場価格水準とを切離す必要に迫られた。そこで、1960年代からローンレートに所得保障機能を持たせることをやめ、輸出可能な市場価格水準に向けてローンレートを引き下げ、一方で、農家の所得は直接支払いでカバーする政策の組合せが試みられるようになり、1973年農業法において、所得保障を目的とする目標価格の導入で、制度的に確立された。農家に対して、目標価格と市場価格（市場価格がローンレートを下回るときはローンレート）との差額を支払う不足払い制度が導入されたのである。市場価格がローンレートを上回るときは農家は作物を市場で売り、市場価格と目標価格との差額が不足払いされる。市場価格がローンレートを下回るときは農家は作物をローン

レートで質流れさせ、ローンレートと目標価格との差額が不足払いされる。こうして、制度上は、市場価格がどうなっても、農家は目標価格水準を得ることができるのである。ただし、実際の不足払い額の算定においては、市場価格のデータとして各年度前半の平均市場価格等が使われている。

また、農家の得る目標価格水準は同じでも、ローンレートの水準を変更すると、目標価格水準を構成する財政負担（納税者負担）部分と消費者負担部分が変化する。低いローンレートは低い市場価格を誘導し、消費者負担を軽減するが、財政負担は増大する。米国では、次にみるように、輸出可能な水準に市場価格を誘導するようローンレートの水準を引き下げる傾向がある。この場合、不足払いは所得補償と同時に輸出補助金の役割を果たしているといえる（手塚〔13〕）。

（3）支持価格の引下げ基調の定着

1973年のオイル・ショック以降の農業関連資材・原料価格の高騰の下で、カーター政権による1977年農業法は、ニュー・ディール以来のパリティの理念（1910～14年の農産物価格と農家の購入品価格との相対関係を維持するという考え方）に基づき、目標価格とローンレートの大幅な引上げを行い保護農政を展開した。

続くレーガン政権は、「レーガノミクス」に基づき市場志向型農政を目指したが、1981年農業法においては、議会の抵抗も強く、目標価格、ローンレートともに1977年農業法水準よりさらに引上げられた。レーガン政権の当初の意図とは裏腹に、1981年農業法は保護的な1977年農業法を継承するものとなった。

1985年農業法は、農産物輸出の減少、農場の経営危機、農業財政支出の大幅増という3重苦の中で制定された（小沢〔8〕）。目標価格は2カ年据置き、その後小幅ながら段階的に引下げること、ローンレートは大幅に引下げ

ることが盛り込まれ、1977年以降の引上げ基調がついに転換した。しかし、農場倒産が相次ぐ中で、目標価格の大幅な引下げは打ち出せない一方で、輸出競争力回復のため、ローンレートの引下げは大幅に行わざるをえなかった。目標価格と市場価格ないしローンレートとの差が拡大し、結果的に、農業財政支出はさらに増大することになった。これに加えて、より直接的な輸出補助金支出も増大した。このように、農産物輸出力の強化と農場の経営危機の救済という政策目標と、農業財政支出の縮減という政策目標は相矛盾するものであった。

財政赤字に伴う予算制約がさらに強まる中で、1990年農業法においては、目標価格は1991～95年の間90年水準に据置くこととなった。また、ローンレートは直近5カ年（最高と最低の年を除く）の平均市場価格の85%水準に抑制することとされた。このように、目標価格、ローンレートの抑制基調は1985、90年農業法と受け継がれ、定着したといっていよいであろう。

厳しい財政事情にもかかわらず、1990年農業法の目標価格は引下げではなく据置きにとどまった。それに代わって、財政支出削減の目玉として導入されたのが、不足払い対象数量を削減するトリプルベース計画である。これについては生産調整計画との関連で後に触れる。

（4）生産調整計画

米国の生産調整計画の中心は作付削減計画（ARP）であり、これを補完するものとして、有償土地転用計画（PLD）と現物支払計画（Payment In Kind : PIK）がある。選択制で参加は自由であるが、不足払いと価格支持融資を受けるためには、このARPに参加する必要がある。作付削減に対する減反奨励金等の直接的補償がないので、これを「無償減反」と呼んでいるが、価格・所得支持制度とセッ

トになっていることを考えると、「無償」というのはややミスリーディングな表現である。農家は計画に参加して不足払いを得る方が利益になるか、市場価格で自由に生産した方が利益になるかを各自判断するのである。

ARP の削減率は、作付面積と減反面積の合計の過去 5 カ年平均を基準面積として、農務長官から発表される。1990 年農業法は、在庫率に応じて減反率を変更することをルール化している。例えば、小麦の場合、在庫率が 40% を超える場合は減反率は 10% 以上 20% 以下、在庫率が 40% を下回る場合は減反率は 0% 以上 15% 以下というように定められている。

有償土地転用計画 (PLD) は、ARP への参加を前提とした追加的な生産調整計画であり、減反面積に応じて減反奨励金が支給される。現物支払計画 (PIK) も ARP への参加を前提とした追加的な生産調整計画であり、減反奨励金の代わりに政府保有在庫から現物を支給する。いずれも、参加は自由であり、追加的措置として、供給過剰の著しい局面で採用される。特に、PIK は政府が価格支持融資

を通じた大量の「質流れ」の穀物在庫を抱えている状況で採用される。いずれも、1980 年代中期に採用されただけで、最近は実施されていない (第 2 表)。以上の生産調整計画で減反された土地には転作 (他の作物の作付け) は認められず、原則として土壤保全 (草地、林地、休耕地) に使われる。

なお、ARP への参加率は、近年、各作物とも 80% を超えており、任意減反とはいうものの、参加へのインセンティブが非常に大きいことがうかがわれる。

(5) デカップリング政策

生産調整計画を補強するもう 1 つの興味深い政策として、デカップリング政策がある。デカップリングというのは、所得補助を生産から切離す (デカップル) ことで、1985 年農業法を修正する 1987 年の法律で導入され、1990 年農業法にも引き継がれた。具体的には、小麦、飼料穀物に対する 0/92 計画、コメ、綿花に対する 50/92 計画といわれるものである。これは、不足払いを得るために作付すべき面積 (現状では、作付基準面積から減

第 2 表 小麦・とうもろこし・コメの生産調整計画における必要減反率と参加率

(単位: %)

	必 要 減 反 率									参加率		
	作付削減計画 (ARP)			有償土地転用 (PLD)			現物支給 (PIK)					
	小麦	コーン	コメ	小麦	コーン	コメ	小麦	コーン	コメ	小麦	コーン	コメ
1983	15	10	15	5	10	5	10-30	10-30	10-30	78	71	98
84	20	10	25	10	0	0	10-20	0	0	60	54	85
85	20	10	20	10	0	15	0	0	0	73	69	90
86	22.5	17.5	35	2.5	2.5	0	5-10	0	0	85	86	94
87	27.5	20	35	0	15	0	0	0	0	88	90	96
88	27.5	20	25	0	10	0	0	0	0	86	87	94
89	10	10	25	0	0	0	0	0	0	78	79	94
90	5	10	20	0	0	0	0	0	0	83	78	95
91	15	7.5	5	0	0	0	0	0	0	85	77	95
92	5	5	0	0	0	0	0	0	0	83	76	96
93	0	10	5	0	0	0	0	0	0	88	81	97
94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87	82	94

資料: USDA, *Agricultural Outlook* 各月版。

注. 必要減反率は生産調整計画への参加要件として各自の作付基準面積に対して求められる減反率。参加率は作付基準面積の総計に対する減反参加者の作付基準面積の合計の割合。

反面積と弾力化面積を引いた面積。次項の「トリプルベース計画」参照）への作付がゼロ以上92%以下であっても、あるいは、コメ、綿花の場合は50%以上92%以下であっても、100%作付した場合に得られる不足払いの92%分を支払うというものである。作付基準面積は、この計画への参加によって削減されることはない。これは、生産から切り離れた所得補償で、生産抑制をねらいとする直接支払措置であるから、デカップリング政策といえる。

しかし、0/92計画、50/92計画への参加率は数パーセントにとどまり予想外に低かった。その理由としては、生産を全く行わなくても給付される政府補助金は、「施し」と同じだとみられて、農業経営者たちのプライドを傷つけたのではないかということ、また、農業経営の基盤を失うものとして警戒されたのではないかということがいわれている（小沢〔8〕）。

なお、0/92計画、50/92計画は、クリントン政権の農業支出削減計画において、0/85計画、50/85計画へと変更された。つまり、92%補償が85%補償に減額されたのである。

（6）トリプルベース計画——不足払い対象面積の削減——

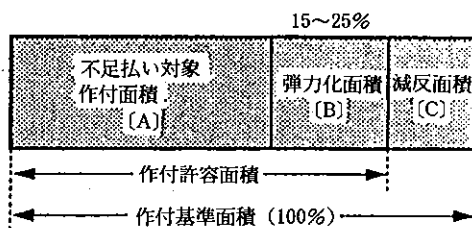
トリプルベース計画は、作付の弾力化措置として、1990年農業法に修正を加える形で成立した1990年財政調整法において導入された。1990年財政調整法は、1991～95の5会計年度で約5,000億ドルの財政赤字削減を規定したもので、この中には、約136億ドルの農業予算削減が含まれていたが、その136億ドルの中心をなすのが、トリプルベース計画であった。端的に言えば、不足払いの目標価格が引下げられないで据置きにとどまった分を不足払いの対象数量の削減でカバーし、財政支出の削減を図った措置といえよう。

従来、不足払いの対象となるのは、作付基準面積から作付削減計画による減反面積を引いた作付許容面積で、そこには必然的に不足払い対象作物が作付されざるを得なかった。

トリプルベースの導入によって、作付基準面積の15%（農家の希望により25%まで可能）が弾力化面積として不足払い対象から外され、その代償として、その分の面積に、果物、野菜以外の自由な作付を認めた。つまり、作付基準面積から減反面積と弾力化面積を引いた残りが不足払い対象面積になり、作付の弾力化と引き換えに不足払い対象面積は削減されたのである（第2図参照）。弾力化面積には、ローンレートによる価格支持融資は適用される。

トリプルベース（減反面積、弾力化面積、と不足払い対象面積）への参加が不足払いの条件であるため、従来のダブルベース（減反面積と不足払い対象面積）を選択することはできなくなった。

このように、トリプルベース計画は、目標価格引下げの代わりに対象数量を削減して不足払い額を縮減する役割を果たしたが、ガット合意との関係でも1つの意味があった。ウルグアイ・ラウンド合意では、国境措置の関税化と関税率の引下げだけでなく、各国の国内保護政策の縮小も約束され、国内政策を価格支持等の削減対象政策（「黄」の政策）と一



第2図 トリプルベース計画の仕組み

注. [B]には[A]と同じものを作付けても良いが、不足払いの対象とはしない。[C]は需給動向に応じて毎年度定められる。

定の条件を満たす直接支払等の削減対象外政策（「緑」の政策）に大別した。しかし、これに加えて、削減対象政策のうち生産制限と関連した一定の要件を満たす直接支払政策を「青」の政策（1995～2000年の実施期間においては削減義務なし）とすることが合意された。この一定の要件の1つは、「基準となる生産水準の85%以下の生産について行われる直接支払い」であり、トリプルベース計画は、減反面積の如何にかかわらず、15%の弾力化面積があるので、これに該当するのである（第3表参照）。

ただし、とにかく予算制約が厳しい米国にとっては、「青」の政策だから削減しなくてもよいというような状況ではなく、ガット合意にかかわらず、削れるものは削りたいというのが実情のように思われる（服部〔4〕）。実

際、議会の抵抗で実現はしなかったが、クリントン政権の農業支出削減計画の当初案では、弾力化面積を25%に拡大し、不足払い対象を一層削減することが目論まれていた。

（7）生産調整政策の歴史——選択制への道——

米国の生産調整の特徴は選択制・自由参加のボランティア・スキームにあると述べたが、歴史的にみると、米国の生産調整も、「強制参加から任意参加へ」という流れを辿っている。米国の場合、強制減反といっても、まず、全員投票（レファレンダム）による三分の二以上の賛成がなくてはならないので、単純な上からの強制ではない。しかし、レファレンダムでひとたび合意されれば、全員に選択の余地のない強制減反となる。

第3表 UR 合意における国内支持の政策分類

区 分		政 策
削減対象外政策	緑の政策	貿易歪曲効果又は生産に対する効果が全く無いか最小限であるもの 公的な資金による政府の計画を通じて行われるもの（消費者からの移転を伴わないもの）であって、生産者に対する価格支持効果を有しないもの a. 政府が提供するサービス ① 研究、普及、教育、検査、農業・農村基盤、市場等の整備等の一般的サービス ② 食料安全保障目的の備蓄 ③ 国内食料援助 b. 生産者に対する直接支払 ① 生産と直接に関連しない（デカップリング）所得支持 ② 所得の大幅減少に対する補償 ③ 自然災害に関連する補償 ④ 構造調整援助（生産者引退、農地転用及び投資援助によるもの） ⑤ 環境対策 ⑥ 地域援助対策
	デ・ミニミス政策（最小限の政策）	削減対象政策であっても、 ① 産品特定の政策であって AMS 合計が当該農産物生産額の5%以内のもの ② 産品特定のでない政策であって AMS 合計が総農業生産額の5%以内のもの
削減対象政策	黄の政策	緑の政策を除く、農業生産者のためのすべての国内助成政策（青の政策を除く） 具体的には、市場価格支持、不足払、生産奨励金等
	青の政策（1995～2000年の実施期間において削減義務なし）	生産制限計画に基づく直接支払であって次のいずれかに該当するもの a. 一定時点で固定された面積及び収量に基づく直接支払 b. 基準となる生産水準の85%以下の生産について行われる直接支払 c. 一定時点で固定された頭数について行われる直接支払

出所：農林水産省資料。

1938年の農業調整法は、供給量が需要量の135%以上になると見込まれる場合、生産調整計画を発動することとし、価格・所得支持への参加要件としての任意減反と、三分の二以上の生産者の賛成を条件として、作付割当と販売割当による強制減反とを用意した。綿花、タバコ、コメ、及び落花生の生産者には強制的な作付割当への支持が多く、強制減反が成立することが多かった。コメについては、1955～73年の間強制減反が行われた。作付割当を超過した者にはペナルティが課せられた。小麦についても、1941年に一度強制減反が行われた後、1962年に小麦の強制減反を盛り込んだ農業法が議会を通過したが、小麦生産者による投票で否決されたため、強制減反は実施できなかった。当時この投票は、「米国農業が自由なビジネスであり続けるか、それとも政府の指令によるシステムに転換するか」の一大決定を行うものとして注目された(吉岡〔16〕)。

1960年代から、セット・アサイドと呼ばれる任意参加の休耕プログラムが一般化した。1970年農業法では、作物別の減反方式が廃止され、総面積の一定割合を生産から隔離するセットアサイドが導入された。残りの面積には販売割当が行われている作物(砂糖、落花生、タバコ)以外のあらゆる作物が作付でき、弾力的な作付が可能となった。しかし、この方式では作物別の需給事情に十分対応できないとの判断から、1981年農業法で、作物別の作付削減計画(ARP)が導入され、作物別の減反が復活し、今日に至っている。

(8) ボランタリースキームの効果——酪農の例——

安くても多くを生産したい者にその自由を与える任意減反が、生産性の向上において重要であることを、酪農の例で示しておこう。牛乳・乳製品は、米国では我が国のコメに相当するような基礎的食料の1つとして、最も

手厚い保護を受けてきた。ほぼ「一滴の牛乳も入れない」のに近い乳製品の輸入制限をし、余剰乳製品は、在庫量に応じて支持価格を下げるという抑制措置はあるものの、商品金融公社(CCC)が無制限に買入れる。加工原料乳価の支持だけでなく、飲用乳価にも最低保証が行われている。我が国では乳製品需要の半分以上が輸入でまかなわれているし、畜産振興事業団による国産乳製品の買入れは長い間停止したままである。また、飲用乳価は全く自由価格で政策介入はない。このように、酪農に関する米国の制度は我が国の制度と比較して、相当手厚い保護を与えている。

このため、米国酪農は競争力が弱いとみられていた。しかし、近年ドル安に加えてカリフォルニア等米国南西部で大規模酪農が発展し、米国の生乳生産は相対的に国際競争力を高めている。

米国の歴史において、強制参加の生乳生産調整が行われたことはない。全国的には、緊急避難的な短期の任意参加の生産調整が行われたことがある以外は、そもそも本格的な生産調整は行われていない。カリフォルニアでは生産割当制が実施されているが、割当を超過しても禁止的ペナルティはなく、超過生産には一段安い価格が支払われるだけである。このため、カリフォルニアでは、安くても大規模に生産する経営が育ったのである。

ただし、このような低コスト経営による自由な増産は、余剰乳製品をCCCが無制限買入れし、援助や補助金付き輸出の形で、海外で処分するというハケ口が用意されていることで支えられた面もある。

近年OECD諸国の生乳生産の約2/3は、生産割当(クォータ)制の下で生産されている。OECD事務局によれば、クォータ制を採っている諸国の生乳生産は、クォータ総量の拡大が困難で需要拡大への対応がしにくいので、ガット合意による保護削減の下で国際価格が上昇すると、強制参加のクォータを持

たない米国が自由に生産を伸ばし、国際乳製品市場におけるシェアを拡大する可能性が指摘されている。米国における「選択の自由」のある諸システムが、大規模低コスト酪農の発展を促し、保護漬けで国際競争力も弱いと思われていた米国酪農の生産性を着実に向上させ、今後、EUに代わる輸出国として発展する可能性が指摘されるまでになったことには注目に値する（鈴木〔12〕）。

（9）輸出促進計画——攻撃的保護の強化

1980年代に入ると、米国の農産物輸出は全面的な不振に陥った。それは、いくつかの要因の複合的作用によってもたらされた。第1は、ECが、高い支持価格の下で生じた域内需要を超える余剰農産物について、生産調整は行わず、補助金付輸出で海外に売りさばくという戦略を展開したことである。米国が生産調整に苦労していたのとは対照的に、ECは徹底したダンピング輸出による余剰農産物処分という政策を選んだのである。この一方で、高金利政策によるドル高と保護主義的な1981年農業法における高いローンレートの相乗作用で米国の穀物価格は国際市場で割高になってしまった。ECが穀物の純輸入地域から純輸出地域に転ずる一方で、米国の農産物輸出は国際市場におけるシェアを減少させた。さらに、ソ連のアフガニスタン侵攻に抗議してカーター大統領が行った対ソ穀物禁輸（1980年）の結果、それまで大量の穀物を米国から輸入していたソ連が穀物買付けを分散化したほか、「緑の革命」の進展による東南アジア諸国の穀物自給の改善、中南米・東欧諸国等における累積債務の深刻化による需要減退等のマイナス要因が重なった。

こうした事態を打開すべく、1985年農業法で、いくつかの新しい「攻撃的な」輸出促進計画が打ち出され、1990年農業法でそれらは強化された。ECに対抗するという意味では、

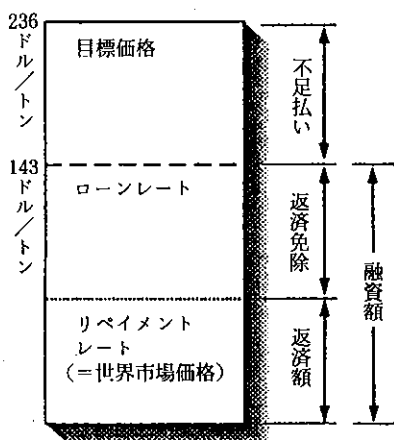
「攻撃的」というより「迎撃的」といった方がよいかもしれない。

まず、輸出増進計画（EEP）は、他国（特にEC）の補助金付き輸出等により米国のシェアが減少している特定の市場に輸出する場合、米国政府が輸出業者に対して、値引き額相当のボーナスをCCC所有の穀物等の現物（または現物と引き換え可能な証券）で支給する制度である。1985年農業法では、1986～90年度の補助総枠を25億ドルとしたが、1990年農業法では、下限を年間5億ドルとする一方、上限を撤廃し、85年法よりも増額の余地を与えた。EEPは、小麦に最も多く適用されており、米国の総小麦輸出量に占めるEEP適用分の割合は60%（1993年）に達している。なお、その他の品目のEEP適用比率も、小麦粉70%、大麦80%など高い。

次に、マーケティング・ローンは、過剰在庫問題が最も深刻化したコメ、綿花を対象に1985年農業法で制度化されたダンピング的輸出措置で、90年農業法では大豆などの油糧作物にも適用範囲が拡大された。マーケティング・ローンは、国際価格がローンレートを下回っている場合、政府が国際価格に準拠した価格（リペイメントレート）を新たに定め、CCCから短期融資を受けている農家が、融資期間中にローンレートを下回った価格で販売した場合、リペイメントレートで返済すればよいとする制度である（第3図）。実質的には、ローンレートを引下げたのと同じである。

ローンレートとリペイメントレートの差額が返済免除による新たな財政負担増となるが、農家は国際価格水準で販売しても実質的に目標価格が保証されることになるので、農家の低価格販売が可能になり、輸出競争力が強まる。

さらに、1985年農業法で導入された特定輸出助成計画（Targeted Export Assistance Program：TEAP）は、販売促進計画



第3図 マーケティングローンの仕組み
(1993年産のコメの例)

注. リペイメントレートは、毎週変動する。毎週火曜日に農務長官が発表。

(Market Promotion Program : MPP) と名称変更して 90 年農業法に引き継がれた。これは、補助金付き輸出、輸入割当、不公正な貿易慣行等により米国の輸出が損なわれているとみなされる海外市場を対象として、市場開発のための宣伝広告等の販売促進活動に補助金を交付するものである。

この他に、途上国の債務危機による輸出減少に対処するため、1985 年及び 90 年農業法を通じて各種の輸出信用プログラムも拡充された。また、公法 (PL) 480 号等による援助輸出も依然として余剰農産物の処分に大きな役割を演じている。

以上 1980 年代以降急増した米国の輸出補助金は、それを誘発した EC の輸出補助金とともに、今後ガットのウルグアイ・ラウンド合意に基づき削減されることになっている。

(10) 輸入制限措置

輸入制限措置は、国際競争力の弱い農産物の国内価格支持プログラムが機能するために不可欠な措置として、常に重要な役割を演じてきた。

日本では、米国農業が多くの部門で非常に強い国際競争力を持っているように考えられがちだが、それは誤りである。農業においては、工業の先端部門におけるような決定的な技術格差は存在しない。米国の牛乳生産費は土地条件に恵まれたニュージーランドの 2 倍以上、コメ生産費は賃金の安いタイの 1.5 倍なのである。

輸入制限は、主として、2 種類の規制で行われてきた。1 つは、米国農業保護政策のスタートである 1933 年農業調整法の第 22 条に基づくものである。この条項は、価格支持制度の円滑な運営が輸入により阻害される場合に、輸入数量制限または課徴金の賦課を行うことを規定している。米国は、1955 年に、当時の世界の覇権国たる立場を背景に、1933 年農業調整法第 22 条に基づく輸入制限をガットの貿易自由化義務免除項目 (ウェーバー) とすることを承認させた。この条項が発動されていたのは、乳製品・落花生・綿花・砂糖の 4 種類、14 品目で、このうち、課徴金を採用していたのは、砂糖関係の 3 品目であった。

この輸入制限がいかに厳しく行われていたかを乳製品の場合でみると、1992 年における主要乳製品の輸入量の国内消費量に対する割合は、バター 0.4%、脱脂粉乳 0.3%、チーズ 4.3% で、外国乳製品は実質上シャット・アウトされている。

もう 1 つは、1979 年食肉輸入法による食肉 (牛肉、山羊肉、マトン) と牛肉調整品の 2 品目の輸入制限措置であった。これは、輸入見込み量がトリガー水準 (基準量の 110%) を超える場合に規制を発動し、輸入量を抑制するという規定だが、実際には、トリガーを超えないように、主要輸出国に自主規制をさせる場合がほとんどであった。

牛肉については、品質の差があるので簡単に生産費や生産性を比較することはできないが、放牧だけで肥育するグラスフェッドの場

合、米国といえども、より広大な草地を有する豪州、ニュージーランド、カナダなどに対抗することは難しいのである。

これらの輸入制限措置も、今回のガットのウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された。

(11) 環境対策の拡充

米国農業政策において環境・資源保全を重視する政策志向は1985年農業法から明確となっているが、90年農業法は、それを大幅に拡充した。

このような農業政策における環境保護措置の設定・拡大は、米国では、主として農業外部（環境団体など）から持ち込まれたことに留意する必要がある。つまり、農業は環境の汚染源、破壊者として規制を受けるべきだというのが出発点である。具体的には、農業・化学肥料の大量使用による地下水汚染、限界地の耕作化による土壌侵食（表土の流出）、農地への転換による湿地の喪失等の問題である。効率性を至上目的とし、化学肥料・農業の多投、資源・エネルギー多用、大規模灌漑、大型機械施設体系の下で、大規模化・単作化路線をひた走ってきた米国農業が、外部からその歪みへの反省を求められたものといえる。

1985年農業法では、まず、「著しく侵食を受けやすい農地」を長期間（10～15年）草地や林地に転換し保全した場合に、一定の補助金（農地として貸した場合の地代相当額）の交付、土壌保全のための技術援助と経費の助成とを行うという土壌保全留保計画（Conservation Reserve Program : CRP）が導入され、90年農業法では、対象地が限界牧草地にも拡大された。また逆に、著しく侵食を受けやすい土地を耕地に転換する農民は、承認された保全方式に従わないと価格支持融資や不足払いの受益資格を失うという草地破壊罰則（Sodbuster）条項、湿地を耕地化した場

合に価格支持融資や不足払いの受益資格を失う湿地破壊罰則（Swampbuster）条項が1985年農業法で導入され、90年農業法にも引き継がれた。

これらの政策は、環境保全を目的として農地面積を減少させたり、農地面積の拡大を抑制するインセンティブを与えるので、環境政策であると同時に農産物の過剰抑制対策としての役割も果たしている。土壌保全留保計画（CRP）によって米国の全耕地の10%強が生産から引き揚げられ、CRPは今や最大の減反計画ともいえる。また、CRPのように、環境保全のために農業生産を抑制することに対して補助金を支払う政策は、デカップリング的な所得補償であり、市場志向型農政の展開に伴う農家の収入減を補うための代替的な所得補償政策の1つとしても位置づけられている。

90年農業法では、これらに加えて、いくつかの新しい制度が導入された。湿地保全計画（Wetland Reserve Program : WRP）、農業水質保全計画（Agricultural Water Quality Protection Program : AWQPP）、環境的地役権計画（Environmental Easement Program : EEP）等である。

湿地保全計画（WRP）は、100万エーカー（40万ha）の農地化された湿地を、再び湿地に回復し、保全することを目的としている。政府と契約した生産者について、政府が湿地の地役権を買上げ、所有者にこれを保全させるというものである。政府から、地役権価格の支払いの他に、湿地保全のための技術援助と経費の助成がなされる。

農業水質保全計画（AWQPP）は、農業生産による水質悪化が危惧されている地域等1,000万エーカー（400万ha）を対象に、政府と契約した生産者は、奨励金、費用負担、技術援助の下に、水質改善のために定められた肥料・農業の使用方法等のプランを実行し、水質保全を行うというものである。

環境的地役権計画（EEP）は、野生動物の棲息地として重要な土地、環境的に脆弱な土地等の地役権を政府が買上げるもので、その方法は、湿地保全計画（WRP）と同様である。

以上は、主として、環境団体からの要請にかかわるものであるが、1990年農業法における環境関連の施策には、農業内部からの反省と消費者からの要請に基づく施策も盛り込まれている。

単作化・機械化・化学化の大規模農業は、土壌侵食、塩害、地下水汚染・枯渇等をもたらし、生産者サイドからも、主にカリフォルニア州等で、「このままではいつまで農業が可能だろうか」という声が挙がってきた。一方、消費者サイドでは、農産物の安全性に関する関心が高まってきた。このような問題を解決する方向として、低投入型農業、小規模家族農業等が再評価され始めたのである（熊谷〔5〕）。

こうした背景をもって、1985年農業法で登場し、1990年農業法で予算が大幅に拡大されたのが、持続型農業のための研究教育プログラム（Sustainable Agriculture Research and Education Program）である。持続型農業とは、環境的に健全な方法で、安全で健康によい食料を長期持続的に高い生産性、収益性の下に生産できる農業システムといった意味合いである。当初、リサ（低投入持続型農業、Low Input Sustainable Agriculture : LISA）が名称の親しみやすさとともに有名になったが、持続型農業を低投入だけに限定しないという観点から、プログラムの名称が変更された。事業内容は、持続型農業の研究・普及・教育に助成するというものである。

1990年農業法では、有機農産物の全国基準の作成が盛り込まれたことも注目される。有機農産物のラベルで販売するための生産方法の基準作りは、カリフォルニア州、ワシ

ントン州等いくつかの州で、州レベルで行われていたが、全国基準はなかった。90年農業法で初めて、食品の安全性との関連で関心が高まっている有機農産物の生産、流通を促進する政策が打ち出されたといえる。

以上のように、環境政策は拡充基調にあるが、そこにも財政赤字による予算制約の暗雲がかかっている。土壌保全留保計画（CRP）には、我が国の耕地面積の3倍近い1,460万haがすでに入っており、補助金額は年間18億ドルにも達している。このため、現在、新規登録は停止されており、事業費の節減のためのプログラムの見直しが検討されている。

② 地域振興対策の強化

果てしない大規模化による効率性追求へのもう1つの反省は、農村コミュニティの解体の問題である。1990年農業法では、農業政策の対象領域の拡大に照応して、85年法に比較して9つの章（タイトル）が増加したが、「農村開発」も新しい1つの章として取り上げられた。

競争に破れて多くの中・小農家が村を離れていくと、田舎町では、教会、学校、医療施設の維持が困難になり、メインストリートはさびれ、あるのはガソリンスタンドだけというような町がでてくる。こうした状況に対して、「貧しい人を貧しいままに（貧しい地域に）つなぎとめるのを援助するような政策は合理的ではない」として放任するのが1つの典型的な米国流の考え方であった。

しかし、1980年代以来農業不況により上記のような状況が急速・広範に広がる中で、最近、この伝統的な自由放任主義に一定の修正が加えられつつあるようである。90年農業法では、新たに農村開発庁を設置し、農務省の農村開発事業をここに統合することにした。具体的には、資金融資によるパイロット事業を通じた農村地域での雇用機会の創出、教

育、医療サービス等の向上のための社会基盤の整備・拡充などである。

クリントン政権の農業支出削減計画案で不足払い対象面積の削減が示されたとき、米国最大の農業団体で、市場志向型農政の推進派であるファーム・ビューローさえが、これ以上の農場数の減少は農村コミュニティの崩壊につながるとして修正要求を行ったことにも最近の状況が反映されている（服部〔4〕）。

4. ガット合意と1995年農業法

以上でわかるように、米国農業における政府の役割は非常に大きい。にもかかわらず、米国は、ガット交渉において最もドラスチックな農業保護の撤廃を提案してきた。これは、大きな財政赤字を抱える中で、ECとの「攻撃的保護」（輸出補助金）によるドロ沼の戦いに終止符を打ちたかったからである。その背景には、米国には、補助金なしで競争すれば、穀物貿易においてECには負けないという勝算があった。

農業保護の撤廃は、米国にとっても痛みをもたらす。特にガットのウェーバー（自由化義務免除）による輸入制限が撤廃されれば、乳製品、砂糖、落花生等の農家は大きな損失を蒙ることになる。もちろん、酪農団体は「穀物のために酪農を犠牲にするな」と抵抗した。しかし、米国の全体的な事情、とりわけ切迫した財政支出削減の必要性が、補助金による穀物輸出競争からの脱却を指向させたのである。また、穀物等の輸出増大による利益が輸入制限品目の自由化の損失よりはるかに大きく、全体として米国農業にプラスになるとの試算結果も米国提案の根拠になったと思われる。

結果的には、ECの主張を飲み、妥協を重ね、ウルグアイ・ラウンド（UR）の農業合意は、当初の米国案よりもはるかにマイルドなものとなった。このため、米国はラウンド合

意の実施により穀物貿易を中心とする利益を得る一方、ウェーバー品目の関税化による損失は軽微で済むと見込まれている。このように、ラウンド合意が緩やかな保護削減にとどまったこと、またその結果、従来の輸入制限品目の損失も小さいと予想されることからの当然の帰結として、ラウンド合意は現行の米国農業政策の枠組みに大きな変更を迫るものではなく、また、いわゆる「国内対策」の必要性も小さいということになる。

1994年12月、ラウンド合意の実施に伴う米国の国内法改正を一括した「UR合意実施法」が成立したが、農業関係の法改正の主なものは、輸入数量制限品目の関税化に関するもので、ウェーバーの関税化に伴う農業調整法の改正と食肉輸入法の廃止などが規定されている。輸出補助の削減は現行制度の枠内の問題である。国内支持の削減の要請は、日本、EUと同様、近年の支持価格の引き下げなどにより既に達成されている。日本的な意味での「国内対策」はほとんどなく、輸出補助の削減の影響を緩和するため、輸出促進、海外市場開発、輸出信用等ラウンド合意上「緑（非削減対象）」のプログラムへの追加支出（5年間で6億ドル）が提案された程度である。

「UR合意実施法案」の取りまとめで、ぎりぎりまで攻防があったのは、酪農における「セルフヘルプ」法案を盛り込むかどうかであった。セルフヘルプ法とは、酪農家自らがCCCに代わる乳製品在庫管理・輸出ボードを運営し、賦課金や低乳価の輸出向け用途区分の創設により、輸出補助金に代替する今後の輸出促進を展開しようとするものであった。増産した生産者にだけ賦課金を課すため、大規模酪農層からの反対もあり、またガット合意上、隠された（hidden）輸出補助金とみなされるとの指摘もあり、見送られた。1995年農業法においては、酪農団体は、輸出ボードや輸出向け乳価の創設を断念し、国内加工原料乳価が国際水準と連動すること

を容認して市場価格ベースで輸出拡大をめざす方針を固め、CCCによる乳製品（バター、脱脂粉乳）買い上げによる加工原料乳価支持制度の廃止を提案するに至っている。

国内支持の削減については、すでに述べたように、米国の農業政策の根幹ともいえる穀物等における不足払い制度が、「青」の政策として、とりあえず、2000年までは削減対象からはずれた。しかし、米国にとっては、ガット合意以上に厳しいのが、財政赤字の削減の要請であり、トリプルベース計画の弾力化面積（不足払い適用外）の拡大により不足払い額の削減を図ろうとするなど、「青」の政策かどうかにかかわらず、とにかく財政負担を削減したいというのが政府の姿勢のようである。

ガット合意により見込まれる農産物の国際価格の上昇は、目標価格と市場価格の差を縮め、不足払い支出の減少に寄与する可能性がある。ガット合意は、輸出補助の削減による輸出価格の上昇・輸出量の減少、国内支持の削減による生産減少・需要増、輸入制限の緩和による輸入需要増をもたらすから、国際需給の逼迫要因となるのである。また、輸出補助の削減に伴うEUの輸出競争力の低下の下で、米国の農産物輸出は穀物等を中心に増加するものと予測されている。これは過剰農産物の処理に関する支出を減少させるものと期待されている。

しかし、国際需給は他のさまざまな要因により変化するので、国際価格の上昇を前提として楽観的な政策展開をすることはできない。今後も輸出競争力の面からもローンレートの抑制基調は継続されると思われる。目標価格がそのままであれば、ローンレートの引下げは、市場価格を引下げ、消費者負担の軽減にはなるが、財政負担は逆に増大するため、結局は目標価格の引下げないし不足払い対象面積の削減が必要になる。目標価格の引下げと不足払い適用外面積の拡大は、そのど

ちらにウエイトを置くかを含めて95年農業法における争点の1つであろう。

財政赤字の重圧の下で、市場志向型農政の展開は不可避のものとなっているが、それは環境の改善や農村コミュニティの維持など最近クローズアップされている問題を悪化させる要因ともなる。したがって、価格支持等の削減の一方で、環境対策、地域政策の拡充が要請されるであろう⁽¹⁾。これは、ガット合意の国内支持削減に関して要請されている「黄」の政策から「緑」の政策への転換の方向にも合致するものである。このように、米国農業政策においても、環境対策、地域政策の比重がいつそう高まっていくことが予想される。ただし、財政赤字削減が目下の至上命題と化している米国では、土壌保全留保計画（CRP）の新規登録が停止されたことにも示されているように、環境政策といえども拡充の困難な状況にある。

95年5月に示された95年農業法の政府提案（ガイドライン）では、CRPについては、制度の体系は維持し、契約対象をより環境に影響の大きい土地に限定することにより、実質的な経費節減を図る方法が提案されている（USDA [14]）。現状の契約面積のうち環境保護上不可欠なものは1/3程度といわれるので、契約基準が厳しくなると、主として生産調整として行われている残りの部分が今後の契約更新時に耕作に復帰してくる可能性がある。それによる増産が穀物需給・価格に与える影響、またCRPの補助金が保護削減に伴う農家の収入減を補う代替的な所得補償政策ともなっていることなども勘案して検討されるものと思われる。

ただし、この政府ガイドラインは、95年2月に議会に提出された政府予算案（農業予算は5年間で15億ドル削減）を前提にしており、予算削減規模が最終的にどうなるかによって95年農業法の中身が大きく左右されるものと考えられる⁽²⁾。制度の枠組みに変更

がなくとも支出規模の縮小によっては制度が形骸化する場合もある。6月に可決された「予算決議」によれば、7年間で134億ドルの農業予算削減が盛り込まれており、2月の政府予算案より支出削減要請はるかに大きくなっている。このため、各プログラムの見直しは、現行プログラムの廃止も視野に入れて、5月の政府ガイドラインより相当厳しくならざるを得ないものと思われる。このように、予算制約が米国の農業政策を規定する状況がしばらく続くものと考えられる。

(1995年8月記)

注(1) 価格支持等の保護削減は耕境を後退させ湿地等の自然を守るなど環境保護にプラスの側面もある。

(2) 1995年7月の国際農業交流基金における研究会での服部信司教授の指摘等に基づく。

(引用文献)

- [1] 荏開津典生『農政の論理をたどす』、農林統計協会、1987年。
- [2] 服部信司『先進国の環境問題と農業』、富民協会、1992年。
- [3] 服部信司『クリントン政権の農業政策』、富民協会、1993年。
- [4] 服部信司「クリントン政権下の農業政策と95年農業法に向けての動き」、『輸入食糧協議会報』、1994年9月、1～10ページ。
- [5] 熊谷 宏「欧米における「環境保全型」農業とその政策展開および日本における課題」、『農業と経済』、58巻7号、1992年、30～36ページ。
- [6] 中川光弘「アメリカの米需給調整政策—1985農業法以降の変容を中心にして—」、『農業総合研究』47巻1号、1993年、59～84ページ。
- [7] 農林水産省国際企画課『米国の農業政策』(部内資料)、1994年。

- [8] 小沢健二『アメリカにおける最近の農業政策の動向とそれをめぐる諸問題—90年農業法の背景、特質を中心に—』、農業総合研究所、1994年。
- [9] 小沢健二「ガット合意へのアメリカの対応と国内農政への影響」、大内 力・藤谷築次編集『総括：ガット・UR 農業交渉』、農林統計協会、1995年、71～84ページ。
- [10] 佐藤豊信「土壌・水質保全とアメリカ農業」、『農業と経済』57巻12号、1991年、58～65ページ。
- [11] 生源寺貞一「農業と環境」、生源寺貞一他著『農業経済学』、東京大学出版会、1993年、142～149ページ。
- [12] 鈴木宣弘『世界に目を向ける米国酪農』、酪農総合研究所、1994年。
- [13] 手塚 眞『米国農業政策形成の周辺』、お茶の水書房、1988年。
- [14] USDA, 1995 Farm Bill : Guidance of the Administration, May 1995.
- [15] 矢口芳生「「デカップリング」の概念と農政上の位置付け」、『農業と経済』58巻12号、1992年、5～15ページ。
- [16] 吉岡裕訳『アメリカの農業政策』(上・下)、農政調査委員会、1980年 (Cochrane, W.W. and M.E. Ryan, *American Farm Policy*, University of Minnesota Press, 1976)。

(付記)

本稿の作成にあたり、東京大学荏開津典生教授、生源寺貞一助教授、所内の須永芳顕部長から多大なご指導を受けた。また、農林水産省国際企画課鶴見和幸氏、辻山弥生氏、国際経済課成田喜一氏等からも多くの示唆・情報をいただいた。記して謝意を表したい。ありうべき誤りは筆者に帰するものである。

(本稿は、特別研究「国際化に対応した農産物の生産・消費構造変化の予測手法の開発」の研究成果の一部である。)